平成２６年（フ）第２６２号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目13番18号
破産者　兒玉　　潔
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５６９号
宮城県仙台市泉区八乙女中央３丁目４―36―501
破産者　岡本　　仁
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７４７号
東京都豊島区池袋本町４丁目９番２号
破産者　株式会社マダムトレーディング
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
破産者　有限会社河本屋
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
静岡県焼津市五ヶ堀之内728番地の２
破産者　有限会社静岡プリストマン
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
静岡県伊豆の国市守木807番地の１
破産者　大津建設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
奈良県橿原市大軽町68番地の４
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３号
岡山県新見市新見328番地６、商業登記簿上の本店所在地岡山県新見市新見328番地６
破産者　株式会社寿康
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２６年（フ）第２３８号
広島市西区己斐本町３丁目１番６号
破産者　有限会社アドミックス
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７号
北海道旭川市春光４条８丁目10番１号
破産者　株式会社スリー企画
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
茨城県水戸市河和田２丁目６番地の６
破産者　株式会社コーキ
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５９号
茨城県水戸市河和田２丁目６番地６
破産者　有限会社オフィスワン
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４５８号
東京都府中市四谷１丁目33番地の28
破産者　猪狩登美子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７１号
静岡県沼津市大手町３丁目３番７号
破産者　傳法産業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町１―４ソレーユコニシ207、住民票上の住所大阪府豊中市北桜塚４丁目３番５―301号
破産者　五味川翔太
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
広島市佐伯区湯来町葛原973番地
破産者　共和建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
香川県高松市香南町由佐481番地１
破産者　株式会社メルーカ
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第２６７号
栃木県小山市西城南１丁目11番地９　カーサビュー１203号、前住所栃木県小山市神鳥谷２丁目20番８号　メゾンあけぼの１202号
破産者　市橋　禎延（旧姓川田）
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６８号
栃木県小山市西城南１丁目11番地９　カーサビュー１203号、前住所栃木県小山市神鳥谷２丁目20番８号　メゾンあけぼの１202号
破産者　市橋　尚人
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８５号
栃木県宇都宮市峰町235番地７　レオパレス峰103、前住所栃木県那須郡那須町大字豊原甲5000番地５　那須トリートメントセンター
破産者　石毛　章友
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８７号
栃木県真岡市亀山１丁目９番地２　マナーハウスＥ棟105号
破産者　渡部　　徹
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８９号
栃木県日光市並木町９番地９　吉原アパート11号棟
破産者　井上　　誠
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係